

太陽光発電設備に係る固定資産（償却資産）の課税について

償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるべきもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。例えば、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等の資産をいいます。

太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。下記の表 1 及びフローチャートをご参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の必要のある方には、償却資産申告書を送付させていただきますので、税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、一定の要件を満たす太陽光発電設備に対しては、特例措置が適用され、税負担が軽減される場合がありますので、以下の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例についても確認をお願いいたします。

表 1 償却資産の課税対象者

	全量売電 (10kw 以上の太陽光発電設備)	余剰売電
	課税対象となる (償却資産の申告が必要)	課税対象とならない (償却資産の申告は不要)
個人（住宅用）	家屋の屋根等に、経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備（10kw 以上）を設置して発電量の全量を売電する場合は、売電事業となり申告が必要	自家消費を主な目的とする、住宅用の設備のため申告は不要
個人（事業用）	課税対象となる (償却資産の申告が必要) 太陽光発電設備の出力、売電方法に関わらず事業用資産となるため、申告が必要	
法人		